

# 南知多町生活排水処理基本計画

令和5年3月

南知多町



# 目 次

## 第1章 計画の位置づけ

1	計画策定の趣旨と目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画目標年度	2
4	計画対象区域	2

## 第2章 南知多町の概況

1	地勢	3
2	人口	3
3	産業の動向	5
4	観光の動向	6
5	水質の動向	6
6	関連計画	9

## 第3章 生活排水処理の現況及び課題

1	生活排水処理フロー	11
2	生活排水処理体制	12
3	生活排水処理の実績	14
4	課題の抽出	18

## 第4章 基本方針と計画の目標

1	計画の基本方針	20
2	計画の目標	20

## 第5章 生活排水処理基本計画

1	生活排水処理施設の整備	22
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理	24
3	生活排水対策の普及・啓発	25

# 第1章 計画の位置づけ

## 1 計画策定の趣旨と目的

南知多町（以下「本町」という。）を流れる河川は2級河川の内海川と山海川のほか、準用河川があり、三河湾や伊勢湾に流入している。

これらの河川では、改善されつつあるものの水質の汚濁が見られる。また、これらが流入する海水浴場は本町の貴重な観光資源であるが、水質の判定においては、海水浴は可能であるものの、水質が良好とされない年もある。

水質汚濁の原因には工場排水や畑地への過剰な施肥などがあげられるが、一般家庭や事業所からの生活排水、特に、台所や風呂などから出される生活雑排水が未処理のままに公共用水域に排出されていることが主な原因と考えられる。

このため、公共用水域の水質の改善のためには生活排水を適切に処理することが必要であり、日間賀島地区においては漁業集落排水での集合処理、篠島地区の一部地域におけるコミュニティ・プラントでの集合処理、その他の地区においては合併処理浄化槽による個別処理のさらなる普及が求められている。

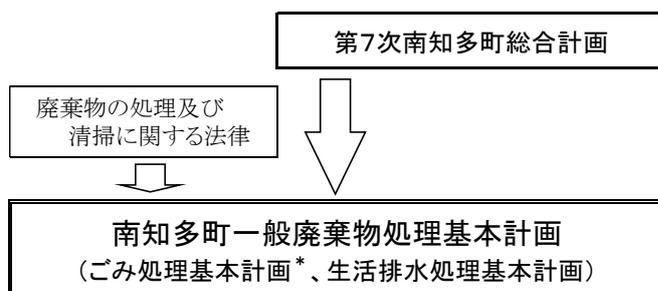
本計画は、本町における生活排水処理に係る現況及び課題を整理した上で、将来に向けての基本方針や目標を定め、生活排水の処理を計画的に進めていくものである。

なお、本町で収集されたし尿と浄化槽汚泥は、本町と美浜町で構成する知多南部衛生組合で処理が行われており、これまで、生活排水に係る計画は知多南部衛生組合で策定されてきた。今般、生活排水を排出する本町にて計画の策定を行うことで、発生源での対策を効果的に進めていくものである。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する一般廃棄物処理基本計画のうちの生活排水処理基本計画として策定する。

計画の策定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）に基づき行う。



\*：本町の可燃ごみ等の中間処理を行う知多南部広域環境組合が、組合を構成する本町を含む2市3町に係る計画を定めている。

## 図 1-1 計画の位置づけ

### 3 計画目標年度

本計画の対象期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とし、目標年度を令和 14 年度とする。

### 4 計画対象区域

本計画の対象区域は、町内全域とする。

## 第2章 南知多町の概況

### 1 地勢

本町は愛知県の知多半島南部に位置し、半島の先端と沖合いに浮かぶ篠島・日間賀島などの島々からなっている。北部は美浜町に接し、三方が海で、東に三河湾、南西は伊勢湾に面している面積 38.37 km<sup>2</sup>の町である。東西に 15.0 km、南北に 12.1 kmの町で、北西部の伊勢湾側には半島最高峰の高峰山 128mがあり、北部に低く南部に高い地形となっている。

三河湾国定公園と南知多県立自然公園に指定され、自然環境に恵まれており、海水浴場や名所・旧跡、文化財、祭りなど豊富な観光資源を有している。

地目別の民有地面積は表 2-1 に示すとおりであり、山林が全体の 36.9%を占めて最も多く、次いで畑が 35.7%を占めている。

表 2-1 地目別民有地面積

項目	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他
民有地面積	26.3	2.4	9.4	3.3	9.7	0.2	1.4	0.0	0.0

単位: km<sup>2</sup>

注) 令和4年1月1日現在で、四捨五入のため各項目の合計は総数と合わない。

出典: 町税務課資料

### 2 人口

図 2-1 に示すとおり、本町の人口は減少傾向にあり、平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間で 3,501 人、17.5%減少している。世帯数及び 1 世帯あたり人員も減少傾向にあり、1 世帯あたり人員は平成 24 年度の 2.7 人から令和 3 年度の 2.4 人に減少している。

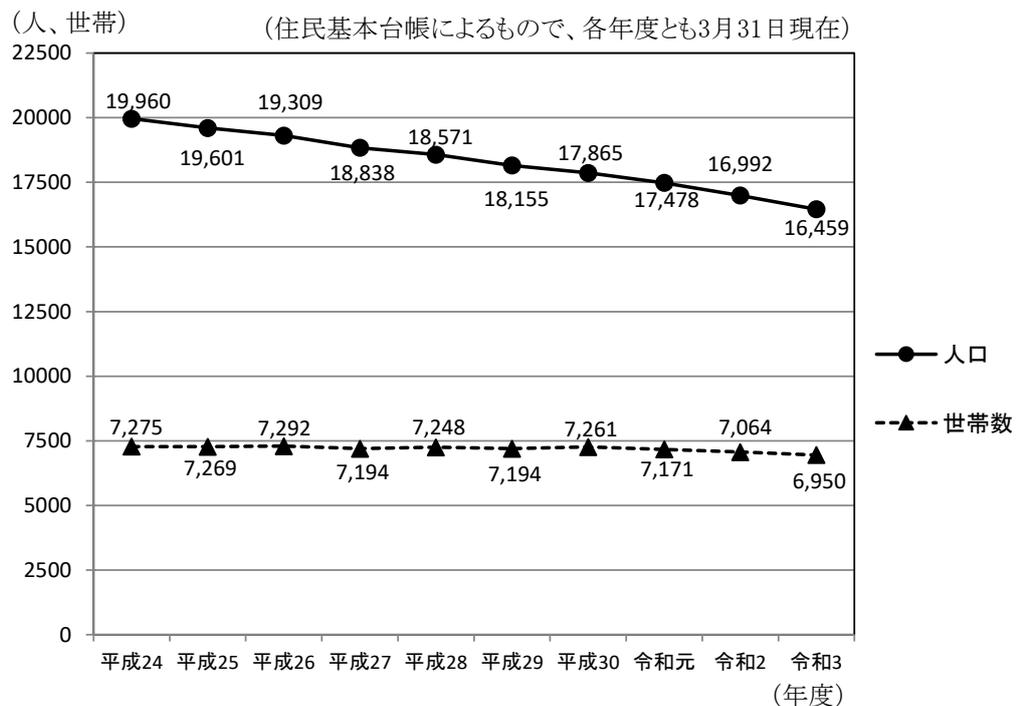


図 2-1 人口及び世帯数の推移

表 2-2 地区別人口の推移

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
地区別人口(人)										
内海	4,376	4,281	4,204	4,106	4,084	4,001	3,944	3,889	3,841	3,750
山海	1,158	1,122	1,125	1,072	1,093	1,018	1,015	993	909	865
豊浜	4,568	4,514	4,457	4,311	4,186	4,098	3,979	3,916	3,802	3,624
豊丘	1,111	1,077	1,048	1,029	1,003	982	963	928	908	892
大井	1,940	1,917	1,895	1,869	1,838	1,802	1,765	1,711	1,651	1,592
片名	1,296	1,278	1,247	1,227	1,232	1,215	1,208	1,176	1,156	1,133
師崎	1,632	1,592	1,565	1,540	1,507	1,461	1,485	1,401	1,338	1,299
篠島	1,811	1,775	1,755	1,705	1,679	1,668	1,634	1,617	1,581	1,537
日間賀島	2,068	2,045	2,013	1,979	1,949	1,910	1,872	1,847	1,806	1,767

注)各年度とも住民基本台帳による3月31日現在のもの。

表2-2に示すとおり、本町の地区別人口は内海地区が最も多く、令和3年度で3,750人、次いで豊浜地区が3,624人となっている。また、総人口と同様に各地区で人口は減少傾向にあり、平成24年度から令和3年度の10年間において、山海地区では25.3%、豊浜地区で20.7%、師崎地区で20.4%の減少となっている。

図2-2に示すとおり、年齢別の人口割合の推移では、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が低くなり、老年人口（65歳以上）が高くなっており、令和2年における老年人口の割合は39.0%に達している。

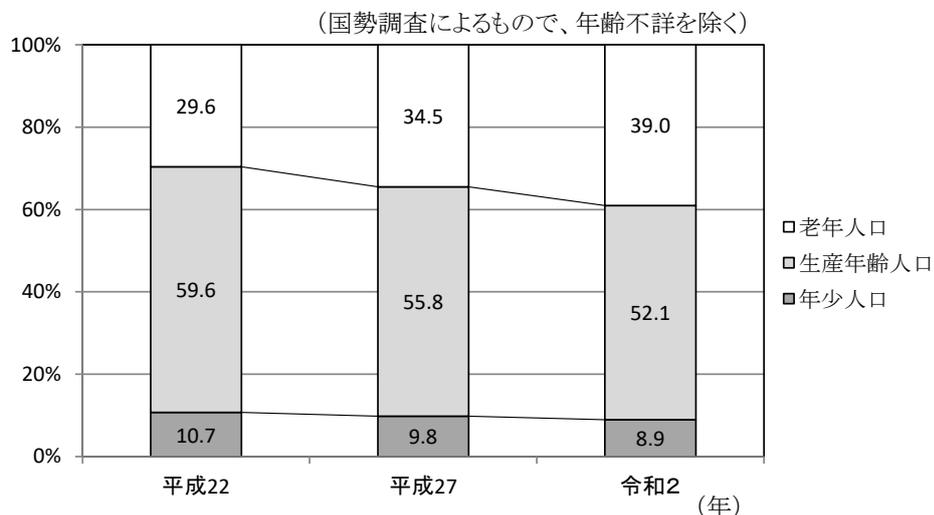


図 2-2 年齢別人口割合の推移

### 3 産業の動向

表 2-3 に示すとおり、令和 3 年における事業所数は、第三次産業が全体の 78.4% を占めて最も多く、このうち卸売業・小売業が全体の 25.2%、宿泊業、飲食サービス業が全体の 21.7% を占めており、豊富な観光資源を有する本町の特徴となっている。従業者数でも第三次産業が全体の 72.1% を占めて最も多く、宿泊業、飲食サービス業が全体の 23.7% を、卸売業・小売業が全体の 19.1% を占めているが、第二次産業の製造業も全体の 20.9% を占めている。また、平成 28 年における従業者規模別の事業所数では、従業者 5 人未満の事業所が全体の 61.8% を、20 人未満の事業所が全体の 93.2% を占めている。

平成 24 年から令和 2 年にかけての推移では、事業所数、従業者数ともに減少している。減少幅の大きいものは、事業所が建設業 (31.8% 減)、生活関連サービス業 (31.5% 減)、宿泊業、飲食サービス業 (25.2% 減) であり、従業者数が生活関連サービス業 (53.9% 減)、宿泊業、飲食サービス業 (32.7% 減)、建設業 (25.0% 減) である。

表 2-3 産業分類別事業所数及び従業者数の推移

産業分類	平成24年		平成28年		令和3年			
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数		従業者数	
	(箇所)	(人)	(箇所)	(人)	(箇所)	(構成比%)	(人)	(構成比%)
第一次産業	19	178	19	184	16	1.5	178	2.5
農林漁業	17	172	19	184	15	1.4	176	2.5
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	-	-	1	0.1	2	0.0
第二次産業	280	2,126	256	2,121	212	20.1	1,778	25.4
建設業	110	416	99	389	75	7.1	312	4.5
製造業	170	1,710	157	1,732	137	13.0	1,466	20.9
第三次産業	1,052	6,711	951	5,688	826	78.4	5,052	72.1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	1	0.1	1	0.0
情報通信業	4	9	3	19	2	0.2	3	0.0
運輸業、郵便業	42	668	40	333	36	3.4	305	4.4
卸売業、小売業	349	1,480	316	1,422	266	25.2	1,341	19.1
金融業、保険業	17	66	15	50	14	1.3	55	0.8
不動産業、物品賃貸業	23	67	17	47	20	1.9	47	0.7
宿泊業、飲食サービス業	306	2,463	274	2,127	229	21.7	1,658	23.7
医療、福祉	48	892	48	873	45	4.3	889	12.7
教育、学習支援業	18	31	17	36	12	1.1	30	0.4
複合サービス事業	20	215	16	124	13	1.2	76	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	19	48	14	35	18	1.7	57	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	108	382	93	246	74	7.0	176	2.5
サービス業	98	390	98	376	96	9.1	414	5.9
合計	1,351	9,015	1,226	7,993	1,054	100.0	7,008	100.0

注1) 国、地方公共団体を除く。

注2) 経済センサス(活動調査)によるもので、平成24年は2月1日現在、平成28年及び令和3年は6月1日現在。

注3) 四捨五入のため、構成費の合計は100.0とまらない場合がある。

#### 4 観光の動向

観光客は、その他の遊覧客を除くと、釣り客、海水浴客、みかん・いちご狩り客の順で多い。地域別では、釣り客の多い師崎地区、海水浴客の多い内海地区、釣り客の多い豊浜地区の順となっている。

表 2-4 に示すとおり、平成 24 年から令和 3 年にかけての推移を見ると、観光客は減少傾向にあり、特にコロナ渦の影響を受けた令和 2 年と令和 3 年は、平成 24 年と比較して大きく減少している。

表 2-4 観光客の推移

年	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
観光客数(人)	3,581	3,723	3,335	3,458	3,417	3,151	2,895	2,785	2,044	1,878

出典:町産業振興課資料

#### 5 水質の動向

図 2-3 に示す町内 5 箇所の海水浴場について愛知県が水質調査を行っており、結果は表 2-5 に示すとおりである。

いずれの海水浴場とも、これまでに海水浴が不適とされたことはないが、水質が特に良好とされる AA ランクや水質が良好とされる A ランクとならない年度もある。

表 2-5 海水浴場水質の推移

単位:大腸菌は個/100mL、CODはmg/L

調査地点	年度 項目	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
		内海	大腸菌群数	4	0	39	0	<2	0	14	0
	COD	2.5	2.9	2.3	1.9	2.4	1.9	3.0	1.2	1.4	1.5
	水質ランク	B	B	B	AA	B	AA	B	AA	AA	A
山海	大腸菌群数	0	0	44	0	4	0	0	0	3	0
	COD	2.7	2.6	2.6	1.6	2.2	1.8	2.4	1.3	1.2	1.6
	水質ランク	B	B	B	AA	B	AA	B	AA	A	AA
日間賀島西浜	大腸菌群数	0	0	0	0	<2	0	3	0	2	4
	COD	3.1	2.5	1.7	2.2	2.8	1.8	2.4	2.1	1.8	3.1
	水質ランク	B	B	AA	B	B	AA	B	B	A	B
日間賀島東浜	大腸菌群数	0	0	0	11	<2	2	4	21	0	2
	COD	3.3	3.1	2.1	2.2	2.8	2.5	3.0	2.8	2.0	2.8
	水質ランク	B	B	B	B	B	B	B	B	AA	B
篠島	大腸菌群数	0	0	5	110	5	2	2	8	2	3
	COD	2.8	3.0	1.8	2.2	2.6	2.0	2.6	2.5	1.9	2.8
	水質ランク	B	B	A	B	B	A	B	B	A	B

注1)大腸菌はふん便性大腸菌。

注2)水質ランクはAAが適一水質が特に良好、Aが適一水質が良好、Bが可、Cが可、不適の5つである。



図 2-3 水質調査地点

町内を流れる河川については、本町が、図 2-3 に示す河口部付近の 7 箇所で行っており、結果は表 2-6 に示すとおりである。

調査結果を河川が流入する伊勢湾及び三河湾（衣浦湾）に指定されている環境基準と比較すると、いずれの地点ともノルマルヘキササン抽出物質を除き基準を超過することが多い。化学的酸素要求量（COD）と全窒素（T-N）及び全磷（T-P）は、全ての年度で基準を超過することがある。

表 2-6 河川水質の推移

調査地点	項目	単位	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	環境基準
内海(内海川)	水素イオン濃度	—	7.9~8.3	8.0~8.2	8.0~8.2	8.0	7.9~8.0	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	2.8~6.0	1.4~3.7	1.7~2.9	1.7~4.2	4.4~5.9	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	49~16000	49~14000	6.8~240	110~540	920~24000	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	8.4~10	7.1~7.9	7.0~8.2	6.1~8.7	7.6~9.6	7.5以上
	全窒素	mg/L	1.0~3.2	0.67~1.2	0.51~1.0	0.24~1.8	0.60~1.2	0.3以下
	全燐	mg/L	0.040~0.13	0.035~0.096	0.023~0.060	0.010~0.22	0.23~0.30	0.03以下
豊浜(百々川)	水素イオン濃度	—	8.0~8.1	7.9~8.1	7.9~8.1	7.8~8.0	8.0~8.2	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	2.2~6.1	1.7~3.8	1.6~3.7	2.0~4.8	2.2~5.6	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	130~2400	40~5400	33~3500	11~3300	170~7900	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	6.0~8.4	5.2~7.2	5.5~8.6	5.1~8.0	8.1~9.4	7.5以上
	全窒素	mg/L	1.5~6.4	1.2~3.1	0.65~4.5	0.50~2.8	0.43~2.1	0.3以下
	全燐	mg/L	0.062~0.39	0.080~0.24	0.039~0.25	0.033~0.51	0.048~0.47	0.03以下
片名(片名川)	水素イオン濃度	—	7.6~8.0	7.7~8.2	7.6~7.9	7.4~8.0	7.2~8.0	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	4.0~9.2	2.4~4.5	3.1~4.7	2.7~9.0	2.7~11	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	920~54000	280~17000	1100~24000	140~49000	63~24000	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	6.3~9.3	5.3~7.7	3.9~7.8	4.7~6.9	6.8~8.4	7.5以上
	全窒素	mg/L	0.95~6.7	0.72~1.6	1.2~2.0	0.66~2.8	0.39~2.2	0.3以下
	全燐	mg/L	0.12~0.76	0.030~0.21	0.12~0.33	0.062~1.1	0.056~0.83	0.03以下
山海(山海川)	水素イオン濃度	—	8.1	8.0~8.2	8.0~8.1	8.0	7.5~8.1	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	1.7~4.2	2.3~4.5	1.6~3.3	2.9~4.7	2.3~7.7	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	350~5400	790~5400	350~490	350~490	280~35000	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	6.2~8.2	6.4~7.2	7.0~8.4	6.4~7.1	7.7~9.4	7.5以上
	全窒素	mg/L	1.3~1.7	0.70~1.0	0.44~0.96	0.76~1.2	0.60~1.8	0.3以下
	全燐	mg/L	0.052~0.15	0.060~0.12	0.033~0.090	0.085~0.30	0.088~0.65	0.03以下
豊丘(かに川)	水素イオン濃度	—	7.8~8.1	7.9~8.1	8.0~8.5	7.8~7.9	7.6~7.9	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	3.4~3.5	2.3~4.8	3.0~5.4	4.9~5.0	4.1~8.6	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	13~920	170~5400	79~24000	350~7900	1600~35000	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	4.5~7.5	6.5~7.3	6.6~10	6.2~7.9	8.2~9.8	7.5以上
	全窒素	mg/L	0.79~0.92	1.0~2.0	0.94~1.8	0.92~4.4	1.6~6.5	0.3以下
	全燐	mg/L	0.035~0.13	0.064~0.29	0.033~0.15	0.34~0.56	0.29~1.4	0.03以下
大井(大井川)	水素イオン濃度	—	8.1~8.2	8.0~8.2	8.1~8.2	8.0~8.1	8.1~8.6	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	2.1~3.8	2.3~4.2	2.5~4.5	2.1~3.3	2.3~6.2	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	33~3500	22~350	4.0~310	23~330	2.0~54000	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	6.7~7.6	7.2	7.8~9.8	6.0~8.6	8.5~12	7.5以上
	全窒素	mg/L	0.75~0.80	0.52~0.72	0.31~1.1	0.41~1.0	0.18~1.4	0.3以下
	全燐	mg/L	0.021~0.067	0.027~0.068	0.019~0.069	0.010~0.059	0.018~0.13	0.03以下
師崎(師崎川)	水素イオン濃度	—	8.1	8.0~8.1	8.0~8.1	7.9~8.1	8.1~8.2	7.8~8.3
	化学的酸素要求量	mg/L	2.4~3.7	1.5~2.4	1.7~4.0	2.2~2.9	1.7~4.5	2以下
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	大腸菌群数	MPN/100mL	70~920	110~2400	49~540	21~49	2.0~13000	1000以下
	溶存酸素量	mg/L	7.1~7.8	6.4~7.6	8.4~8.6	5.6~7.7	8.8~10	7.5以上
	全窒素	mg/L	0.62~0.83	0.46~0.55	0.42~1.4	0.49~0.70	0.21~0.37	0.3以下
	全燐	mg/L	0.028~0.063	0.039~0.066	0.029~0.14	0.013~0.085	0.020~0.089	0.03以下

注1)環境基準の類型はA-Aで、全窒素及び全燐はIIである。

注2)内海、豊浜、片名は年4回(6・7月、8月、11月、2月)、山海、豊丘、大井、師崎は年2回(8月、2月)、調査を行っている。

令和3年度はすべての地点が年2回(8月、2月)の調査である。

注3)網掛けは環境基準を達成しない時があることを表し、さらに斜体字のものは全ての調査で環境基準を達成しないことを表す。

注4)大腸菌群数の環境基準の単位はCFU/100mL。

## 6 関連計画

### (1) 第7次南知多町総合計画

表2-7に示すとおり、本計画の上位計画となる「第7次南知多町総合計画」（令和3年3月）では、基本施策として「心と体安らぐ自然・住環境」をあげ、環境に優しく、自然豊かな住環境を感じられるまちづくりを目指している。また、町民の取組例として台所のごみを分別して排水を汚さないなど、日ごろから環境を意識することをあげている。

表2-7 第7次南知多町総合計画のうち生活排水に係る部分の概要

項目	内 容
計画期間	令和3～14年度までの12年間 前期（令和3～6年度）、中期（令和7～10年度）、後期（令和11～14年度）
基本理念	暮らし続けるまちを“あなた”とつくる
基本目標	安心できるまちづくり
基本施策	心と体安らぐ自然・住環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目指すべき将来像               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 身近な環境美化や、公園や河川、排水施設などの適切な管理、省エネルギー化などの推進により、環境に優しく、自然豊かな住環境を感じられるまちづくりを目指す。</li> </ul> </li> <li>・ 町民の取組例               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 生ごみをたい肥化する、レジ袋など使い捨てプラスチックの使用を控える、台所のごみを分別して排水を汚さないなど、日ごろから環境を意識する。</li> </ul> </li> </ul>

### (2) 污水適正処理構想

表2-8に示すとおり、污水处理施設の整備に関しては「污水適正処理構想」（平成30年度）を策定している。構想では、人口減少による使用料収入の減少や維持管理費の増大などにより事業運営に係る経営環境が厳しさを増すことが想定され、町財政が逼迫している状況であることから、今後、集合処理を行っていくことは困難と判断し、個別処理（合併処理浄化槽）で污水处理を行っていくこととしている。

表2-8 污水処理構想の概要

項目	内 容
概 要	町内全域を対象とした污水处理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めるもので、財政負担等の経済比較を基本に、地域特性や住民の意向を踏まえて作成。これまで4度の改定を行っている。
目標年度	令和12年度
整備構想の内容	内海、山海、豊浜、豊丘、大井、片名及び師崎の南知多処理区における単独公共下水道と、篠島処理区における漁業集落排水の整備を取りやめ、個別処理（合併処理浄化槽）で污水处理を行っていく。

### (3) 総量削減計画

表 2-9 に示すとおり、水質汚濁に関しては愛知県の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(令和 4 年 10 月)があり、本町の河川が流入する伊勢湾(三河湾含む)を対象に、削減目標と削減のための施策が示されている。施策のうち合併処理浄化槽への転換促進等では、補助対象基数の目標が示されるとともに、優良浄化槽保守点検業者の認定等による浄化槽の適正な維持管理の促進があげられている。

表 2-9 総量削減計画の概要

項目	内 容
概 要	広域的な閉鎖性水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、総合的・計画的な水質保全対策を推進する(昭和 55 年から計画を策定しており、これが第 9 次の計画)。
対象水域	三河湾を含む伊勢湾
目標年度	令和 6 年度
削減目標	令和元年度実績に対し、生活排水については化学的酸素要求量(COD)の負荷量で 2.6%、産業排水等を含む総量で 4.1%を削減する。
施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の整備</li> <li>・ 合併処理浄化槽への転換促進等               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 補助対象基数 4,000 基(令和 2～6 年度累計)を目標として整備促進。</li> <li>→ 優良浄化槽保守点検業者の認定等により浄化槽保守点検業者の資質向上を図り、浄化槽の適正な維持管理を促進する。</li> </ul> </li> <li>・ 農業集落排水処理施設等の更新整備</li> <li>・ し尿処理施設の維持管理の徹底</li> <li>・ 小規模事業場に対しての適切な排水処理施設の設置、維持管理の徹底等の指導</li> </ul>

### 第3章 生活排水処理の現況及び課題

#### 1 生活排水処理フロー

生活排水処理のフローは図3-1に示すとおりである。

本町の生活排水は個別処理を中心に行われており、合併処理浄化槽設置世帯のし尿と生活雑排水は浄化槽で処理され、浄化槽汚泥が知多南部衛生組合の知多南部衛生センターで処理されている。単独処理浄化槽設置世帯では、し尿のみが浄化槽で処理され、浄化槽汚泥が同衛生センターで処理されている。汲み取り便槽については、し尿のみが同衛生センターで処理されている。

集合処理では日間賀島に漁業集落排水があり、日間賀島の接続世帯について、し尿と生活雑排水を日間賀島浄化センターで処理している。このほか、篠島にはコミュニティ・プラントがあり、一部地区の世帯についてし尿と生活雑排水を処理している。

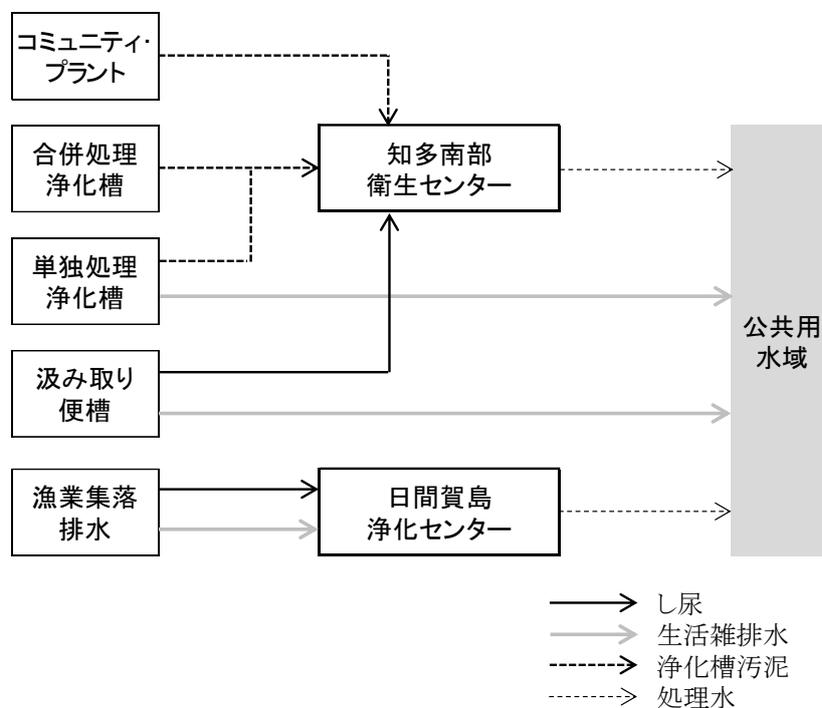


図3-1 生活排水処理のフロー

## 2 生活排水処理体制

### (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集

し尿の収集は許可業者（2社）が行っている。また、浄化槽汚泥の収集は許可業者（3社）が行っている。

### (2) し尿処理施設

し尿処理施設の概要は表 3-1 に示すとおりである。知多南部衛生組合の知多南部衛生センターでは、収集したし尿と浄化槽汚泥の処理を行っており、処理水を公共用水域に放流している。

表 3-1 し尿処理施設の概要

項目	概要
名称	知多南部衛生センター
所在地	知多郡美浜町大字豊丘字元林 20 番地 33
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備
施設能力	76.9kL/日 (し尿 19kL/日、浄化槽汚泥 57.9kL/日)
供用開始	平成 10 年 4 月

### (3) 漁業集落排水

漁業集落排水の概要は表 3-2 に示すとおりである。漁業集落排水は農林水産省所管の事業で、漁業集落の生活環境を改善し、漁港及び周辺水域の水質保全を目的としている。本町における処理区域は日間賀島全域を対象とした日間賀島処理区の 1 地区のみで、整備面積は 33.0ha、令和 3 年度における処理人口は 1,733 人で水洗化率は 98.1%である。

表 3-2 漁業集落排水の概要

項目	概要
事業主体	南知多町
処理区数	1 地区（日間賀島処理区）
整備面積	33.0ha
処理場所	日間賀島浄化センター（処理能力 1,566 m <sup>3</sup> /日）
供用開始	平成 15 年 8 月（一部供用） 平成 16 年 4 月（全面供用）

### (4) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントの概要は表 3-3 に示すとおりである。コミュニティ・プラントは環境省所管の事業で、規模は小さいながら、集合処理として短期間に設置することができる。本町における処理区域は篠島の浦磯地区の 1 地区である。

表 3-3 コミュニティ・プラントの概要

項 目	概 要
事業主体	篠島埋立地管理組合
処理区数	1 地区（篠島浦磯地区）
処理方式	長時間ばっ気方式
施設規模	1,100 人槽
供用開始	昭和 53 年 4 月

### 3 生活排水処理の実績

#### (1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移は表 3-4 及び図 3-2 に示すとおりである。

合併処理浄化槽の水洗化・生活雑排水処理人口が増加することで、生活排水処理率も年々向上しており、令和3年度における生活排水処理率は 42.6%となっている。一方、単独処理浄化槽の水洗化・生活雑排水未処理人口と汲み取りの非水洗化人口は年々減少している。

表 3-4 生活排水処理形態別人口の推移

単位:人

項目	年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	人口(処理人口)		19,960	19,601	19,309	18,838	18,571	18,155	17,865	17,478	16,992
水洗化・生活雑排水処理人口											
	合併処理浄化槽	3,979	4,205	4,372	4,531	4,700	4,809	4,877	5,001	5,138	5,281
	漁業集落排水	1,993	1,983	1,955	1,928	1,901	1,863	1,828	1,799	1,768	1,733
	小計	5,972	6,188	6,327	6,459	6,601	6,672	6,705	6,800	6,906	7,014
水洗化・生活雑排水未処理人口											
	単独処理浄化槽	11,446	10,931	10,610	10,003	9,626	9,211	8,971	8,539	8,305	7,698
非水洗化人口											
	汲み取り便槽	2,542	2,482	2,372	2,376	2,344	2,272	2,189	2,139	1,781	1,747
生活排水処理率(%)		29.9	31.6	32.8	34.3	35.5	36.8	37.5	38.9	40.6	42.6

注1)人口は外国人を含み、各年度3月末現在のもの。

注2)合併処理浄化槽はコミュニティ・プラントを含む。

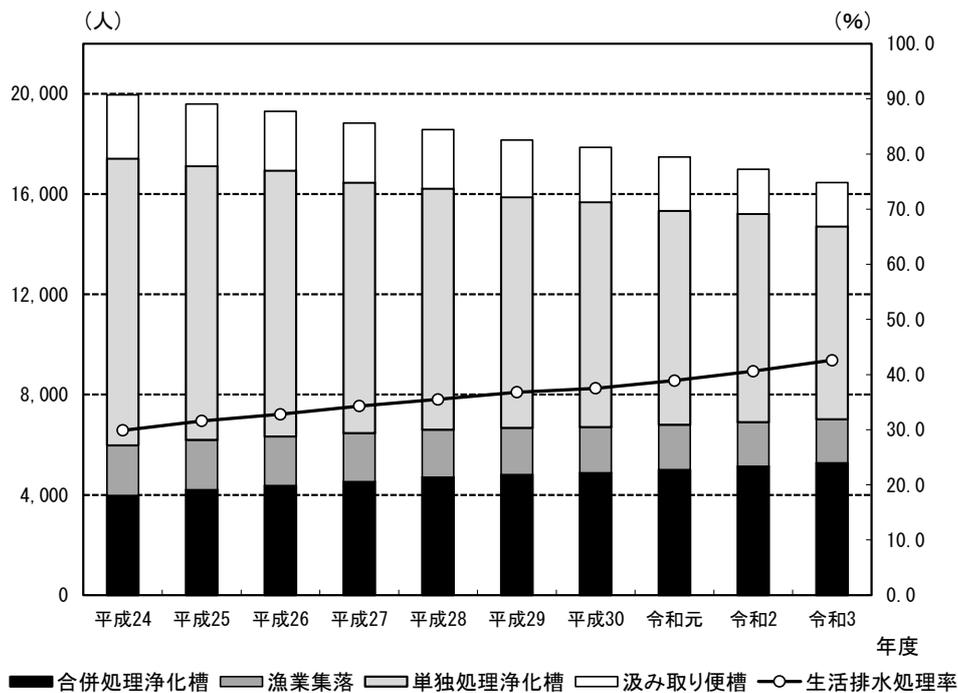


図 3-2 生活排水処理形態別人口の推移

## (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

知多南部衛生組合の知多南部衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は表 3-5 に示すとおりである。

し尿の処理量は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥の処理量は若干の増加傾向にあり、し尿の処理量に対する浄化槽汚泥処理量は平成 24 年度の 6.4 倍から 9.5 倍に増大している。

1 人 1 日あたりの処理量を見ると、し尿は令和元年度にかけて減少した後に増加し、令和 3 年度で 2.00L/人・日となっている。また、浄化槽汚泥は一貫して増加しており、令和 3 年度で 2.55L/人・日となっている。

一方、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改訂版」〔(公社) 全国都市清掃会議、令和 4 年 3 月〕によれば、し尿、浄化槽汚泥ともに全国的に増加傾向にあり、「日本の廃棄物処理 令和 2 年度版」(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、令和 4 年 3 月) に示される令和 2 年度の 1 人 1 日あたりの処理量は、し尿が 2.73 L/人・日、浄化槽汚泥が 1.66 L/人・日である。

表 3-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

単位:kL/年

年度 項目	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
内海・豊浜・師崎地区										
し尿処理量	1,633	1,483	1,450	1,391	1,370	1,291	1,222	1,144	1,216	1,151
浄化槽汚泥処理量	10,389	10,738	10,890	10,733	10,495	10,656	10,657	10,630	10,781	10,858
日間賀島地区										
し尿処理量	16	7	7	0	10	7	0	0	10	6
浄化槽汚泥処理量	58	51	44	39	20	30	30	30	30	36
篠島地区										
し尿処理量	168	171	141	141	120	142	132	128	129	117
浄化槽汚泥処理量	1,175	1,191	1,171	1,160	1,152	1,203	1,136	1,178	1,169	1,186
町合計										
し尿処理量	1,817	1,661	1,598	1,532	1,500	1,440	1,354	1,272	1,355	1,274
浄化槽汚泥処理量	11,622	11,980	12,105	11,932	11,667	11,889	11,823	11,838	11,980	12,080
処理残渣搬出量(t)	74	89	77	72	66	71	61	58	58	
し尿原単位(L/人・日)	1.96	1.83	1.85	1.76	1.75	1.74	1.69	1.62	2.08	2.00
浄化槽汚泥原単位(L/人・日)	2.06	2.17	2.21	2.24	2.23	2.32	2.34	2.39	2.44	2.55

本町の 1 人 1 日あたりの処理量は、処理を行う知多南部衛生センターの能力に限りがあるため、受入量の調整がなされて本来の処理量とは異なるが、全国の値と比べると、し尿で少なく、浄化槽汚泥で多くなっている。これらの原因として、し尿では簡易水洗便所が普及していないことが考えられる。また、浄化槽汚泥では定住人口以外の観光人口が多いことと、事業所等の住宅用途以外の浄化槽の存在が考えられる。このことは、過去 3 年

間の清掃実績から把握できる浄化槽設置者別の汚泥量からも明らかで、表 3-6 に示すとおり、住宅用途以外の汚泥量は全体の 40.3%を占めている。

表 3-6 浄化槽別設置者別の浄化槽汚泥量

浄化槽の別	設置者の別	件数 (件)	汚泥量 (kL)	合計に占める 汚泥量の 割合(%)
合併処理浄化槽	戸建て住宅	1,052	3,016	16.4
	他店施設等	273	4,435	24.1
	うち共同住宅等	—	194	1.1
	うち住宅以外	—	4,241	23.0
	小計	1,325	7,451	40.4
単独処理浄化槽	戸建て住宅	3,887	7,317	39.7
	他店施設等	1,052	3,661	19.9
	うち共同住宅等	—	472	2.6
	うち住宅以外	—	3,189	17.3
	小計	4,939	10,978	59.6
合併+単独	戸建て住宅	4,939	10,333	56.1
	他店施設等	1,325	8,096	43.9
	うち共同住宅等	—	666	3.6
	うち住宅以外	—	7,430	40.3
	合計	6,264	18,429	100.0

注1)他店施設等のうち共同住宅等の汚泥量は、戸建て住宅の汚泥量に、戸建て住宅に対する共同住宅(長屋建て含む)の世帯人員の比を乗じて求めた。  
(各世帯人員は令和2年の国勢調査による)

注2)四捨五入のため、項目ごとの構成比の合計と小計欄等の数値が一致しない場合がある。

処理残渣については、施設内と知多南部衛生組合の知多南部クリーンセンターで焼却処分していたが、ごみ処理の広域化により、令和4年度からは知多南部広域環境組合の知多南部広域環境センター（ゆめくりん）で全量を焼却処分している。

日間賀島地区の漁業集落排水における処理量等の推移は表 3-7 に示すとおりである。人口の減少と節水型社会の進行などにより、有収水量、汚水処理量ともに減少傾向にあり、結果として使用料収入も減少している。

### 3-7 漁業集落排水の処理等の推移

年度 項目	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
有収水量(千m <sup>3</sup> /年)	252	245	243	237	237	228	228	224	213	212
汚水処理量(千m <sup>3</sup> /年)	252	245	243	236	226	220	222	222	211	211
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	146	162	182	161	150	169	168	170	149	154
使用料収入(万円)	3,355	3,234	3,282	3,269	3,272	3,115	3,105	3,122	3,021	2,984
水洗化人口(人)	1,993	1,984	1,955	1,928	1,901	1,863	1,828	1,799	1,768	1,733
水洗化率(%)	96.4	97.0	97.1	97.4	97.5	97.5	97.6	97.4	97.9	98.1

#### (3) し尿処理経費

し尿処理経費の推移は表3-8に示すとおりである。

知多南部衛生組合で本町のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行っているため、組合分担金が多。処理及び維持管理費では、年度により計上する区分が異なるものの、収集運搬費が多。また、経費の合計は増加傾向にある。

表3-8 し尿処理経費の推移

単位:千円

年度 項目	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
処理及び維持管理費										
人件費	-	-	-	15,903	15,330	13,593	9,120	9,136	8,578	8,442
一般職	-	-	-	15,903	15,330	13,593	9,120	9,136	8,578	8,442
処理費	27,060	27,516	26,798	26,285	27,587	33,017	-	-	-	-
収集運搬費	26,800	27,252	26,537	26,026	27,310	32,753	-	-	-	-
中間処理費	260	264	261	259	277	264	-	-	-	-
委託費	10,322	10,322	10,616	10,616	12,744	16,006	47,847	49,398	50,919	51,628
収集運搬費	10,322	10,322	10,616	10,616	12,744	16,006	47,380	49,226	50,741	51,445
中間処理費	-	-	-	-	-	-	467	172	178	183
合計	37,382	37,838	37,414	52,804	55,661	62,616	56,967	58,534	59,497	60,070
組合分担金	68,888	79,277	69,347	67,011	62,654	65,517	69,190	64,691	60,755	85,850
総計	106,270	117,115	106,761	119,815	118,315	128,133	126,157	123,225	120,252	145,920

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

注)平成30年度からは、日間賀島及び篠島における処理費を委託費として計上している。

## 4 課題の抽出

### (1) 水洗化、生活雑排水処理の推進

合併処理浄化槽の設置により、水洗化、生活雑排水の処理が進んできた。しかし、令和3年度現在、総人口の半数以上、9,445人の生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されている。

一方、本町においては財政負担等の経済比較により、今後、集合処理を行っていくことは困難と判断し、個別処理（合併処理浄化槽）で汚水処理を行っていくこととした。このため、引き続き単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換も含め、合併処理浄化槽の設置を推進する必要がある。

また、浄化槽は、定期的な保守点検や清掃を行わないと本来の機能が発揮されず、十分な汚水処理を行うことができないため、町公式ホームページや広報などを通じ、これらの必要性について引き続き普及・啓発を行っていく必要がある。

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿の処理量は減少傾向にある一方で浄化槽汚泥の処理量は若干の増加傾向にあり、し尿の処理量に対する浄化槽汚泥処理量の比重が増している。

また、1人1日あたりの処理量からは、観光客による処理人口の増加や、事業所等の浄化槽など、定住人口を基にした浄化槽人口だけでは推し量ることのできない浄化槽汚泥の存在が考えられた。

し尿と浄化槽汚泥は性状が大きく異なるため、知多南部衛生センターの負荷が大きくなっている。処理量そのものも、美浜町を含めた浄化槽汚泥の処理量は処理能力の限度近くとなっており、受入量の調整が行われている。

また、衛生センターは供用開始から24年が経過し、設備の老朽化が進んでいるが、施設の更新のみならず、処理能力を増強するための改造も、事業費は数十億円に及ぶため、施設の延命化や処理の広域化などについて検討していく必要がある。

表 3-9 知多南部衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位:kL/年

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	処理能力
し尿処理量	3,515	3,305	3,095	3,134	2,949	2,725	2,810	2,639	2,717	2,518	6,935
浄化槽汚泥処理量	24,462	24,516	24,702	24,619	24,634	24,416	24,546	24,797	25,253	25,443	21,134
合計	27,977	27,821	27,797	27,753	27,583	27,141	27,356	27,436	27,970	27,961	28,069

注)処理能力は1日あたりの処理能力(し尿19kL、浄化槽汚泥57.9kL)の365日分。

出典:一般廃棄物処理事業実態調査

日間賀島の漁業集落排水では、人口減少に伴って使用料収入が伸び悩んでおり、汚水処理に要する経費を使用料で賄えない状況が続いている。また、処理施設は供用開始から19年が経過しているほか、管渠も敷設から20年以上が経過して老朽化が進んでおり、今後

に発生する改築更新費もあって経営状況が厳しさを増している。

### **(3) 生活排水対策の推進**

台所から調理くずや食べ残し、食用油を流さないなど、家庭で行うことのできる対策は、単独処理浄化槽や汲み取り便槽など生活雑排水が未処理の世帯はもちろんのこと、合併処理浄化槽を設置した世帯でも、処理施設の負荷を減らすために必要である。

このため、町公式ホームページや広報などを通じ、これらの必要性について普及・啓発を行っていく必要がある。

このほか、町内に多い従業者 20 人未満の事業所は、水質汚濁防止法の排水規制の適用外となる小規模事業場であると考えられるが、その排出実態等を把握し、汚濁負荷削減対策を検討する必要がある。

## 第4章 基本方針と計画の目標

### 1 計画の基本方針

単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換も含め、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理率を向上させていく。日間賀島地区においては、引き続き漁業集落排水により生活排水の処理を行っていく。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、適切な処理を行っていきけるよう、知多南部衛生組合との連携を図りながら、施設の改造や延命化などについて検討を進めていく。

### 2 計画の目標

計画の目標年度（令和14年度）までの生活排水処理形態別人口と、し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計値は表4-1及び図4-1に示すとおりである。

生活排水処理率は51.2%で、令和3年度からは8.6ポイント増加する見込みである。

表4-1 将来の生活排水処理形態別人口等

単位:人

項目	年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
人口(処理人口)		16,459	16,215	15,971	15,727	15,483	15,224	14,965	14,706	14,447	14,189	13,932	13,675
水洗化・生活雑排水処理人口	合併処理浄化槽	5,281	5,319	5,355	5,389	5,421	5,446	5,469	5,490	5,509	5,527	5,543	5,557
	漁業集落排水	1,733	1,707	1,681	1,655	1,629	1,602	1,575	1,548	1,521	1,494	1,467	1,440
	小計	7,014	7,026	7,036	7,044	7,050	7,048	7,044	7,038	7,030	7,021	7,010	6,997
水洗化・生活雑排水未処理人口	単独処理浄化槽	7,698	7,468	7,240	7,013	6,788	6,558	6,330	6,104	5,880	5,659	5,441	5,225
	非水洗化人口												
汲み取り便槽		1,747	1,721	1,695	1,670	1,645	1,618	1,591	1,564	1,537	1,509	1,481	1,453
生活排水処理率(%)		42.6	43.3	44.1	44.8	45.5	46.3	47.1	47.9	48.7	49.5	50.3	51.2
し尿処理量(kL/年)		1,274	1,281	1,284	1,274	1,273	1,264	1,252	1,239	1,229	1,212	1,198	1,183
浄化槽汚泥処理量(kL/年)		12,080	11,995	11,939	11,815	11,720	11,567	11,444	11,257	11,099	10,942	10,814	10,626

注1)人口は総合計画に示される推計値で、令和7年と12年のほかは直線補間により求めた。  
 注2)合併処理浄化槽は町全体の人口減少率を乗じた上で、直近5年間(H29～R3)の年間平均増加数である116人(補助基数は29基)を加えた。  
 注3)漁業集落排水は日間賀島全域を対象にしているため、町全体の人口減少率を乗じた。  
 注4)単独処理浄化槽は町全体の人口減少率を乗じた上で、合併処理浄化槽の年間平均増加数である116人を減じた。  
 注5)汲み取り便槽は人口から合併処理浄化槽、漁業集落排水、単独処理浄化槽を減じた。  
 注6)し尿処理量は直近5年間(H29～R3)の処理実績から非水洗化人口1人1日あたりの量を対数式により求めて算定した。  
 注7)浄化槽汚泥処理量は直近5年間(H29～R3)の処理実績から浄化槽人口1人1日あたりの量を対数式により求めて算定した。

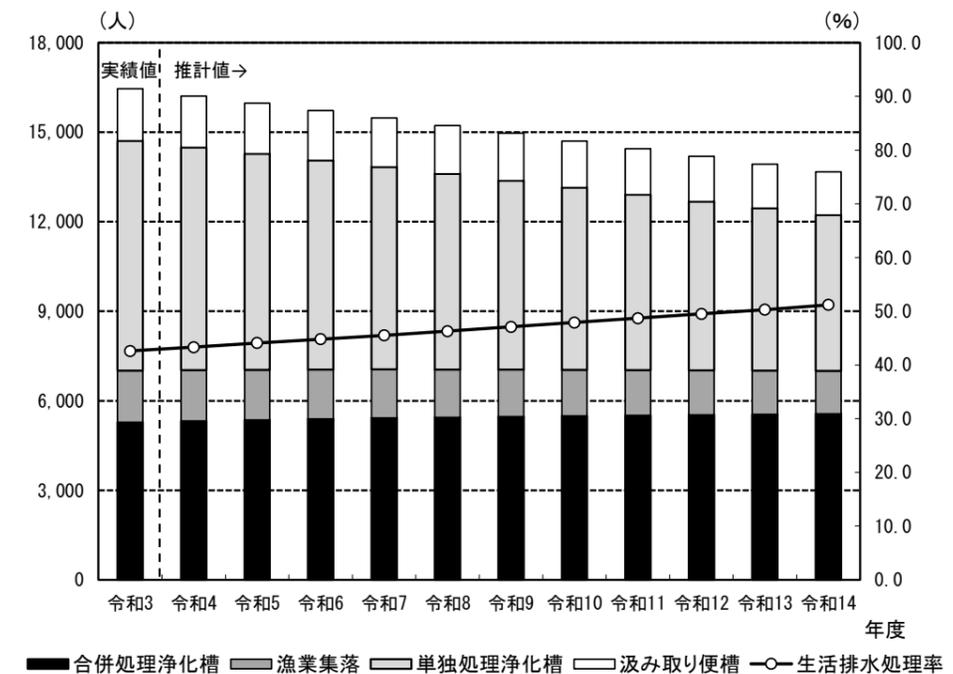


図4-1 将来の生活排水処理形態別人口

表4-2 し尿 将来1人あたり処理量の推計

単位:L/人・日、網掛けしたものが採用した値

項目	実績					推計値												
	平成・令和 年度					令和 年度												
	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
実績値	1.74	1.69	1.62	2.08	2.00													
一次傾向線式						2.09	2.18	2.27	2.36	2.45	2.54	2.64	2.73	2.82	2.91	3.00	3.09	3.18
二次曲線式						2.25	2.58	2.97	3.43	3.96	4.56	5.22	5.95	6.74	7.61	8.54	9.53	10.60
対数式						2.04	2.07	2.09	2.12	2.14	2.15	2.17	2.19	2.20	2.21	2.23	2.24	2.25
一次指数曲線式						2.10	2.21	2.32	2.43	2.55	2.68	2.81	2.95	3.10	3.26	3.42	3.59	3.77

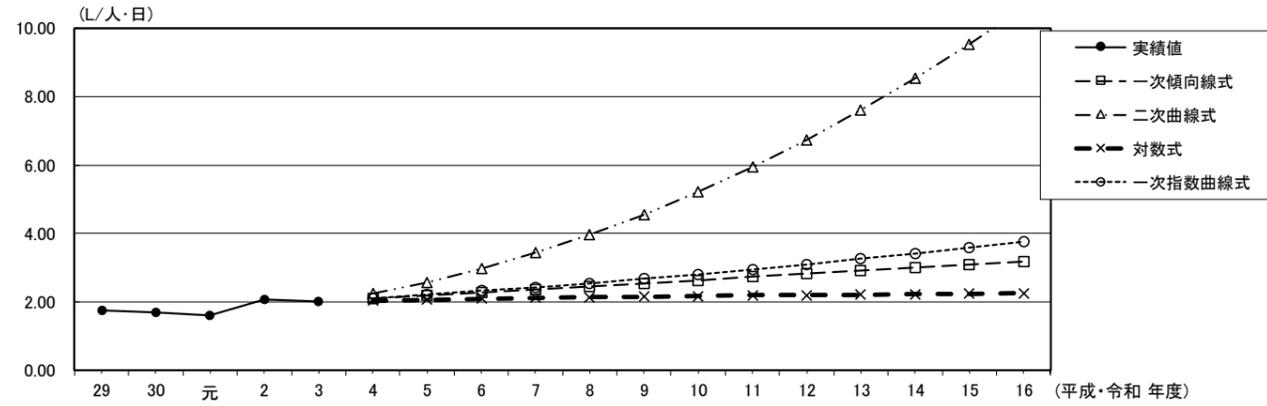


図4-2 し尿 将来1人あたり処理量の推計(太線が採用した値)

表4-3 浄化槽汚泥 将来1人あたり処理量の推計

単位:L/人・日、網掛けしたものが採用した値

項目	実績					推計値												
	平成・令和 年度					令和 年度												
	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
実績値	2.32	2.34	2.39	2.44	2.55													
一次傾向線式						2.61	2.66	2.72	2.77	2.83	2.89	2.94	3.00	3.05	3.11	3.17	3.22	3.28
二次曲線式						2.67	2.81	2.98	3.18	3.40	3.65	3.93	4.23	4.55	4.91	5.28	5.69	6.12
対数式						2.57	2.59	2.61	2.63	2.64	2.65	2.66	2.67	2.68	2.69	2.70	2.71	2.71
一次指数曲線式						2.61	2.67	2.73	2.79	2.86	2.92	2.99	3.06	3.13	3.20	3.28	3.36	3.43

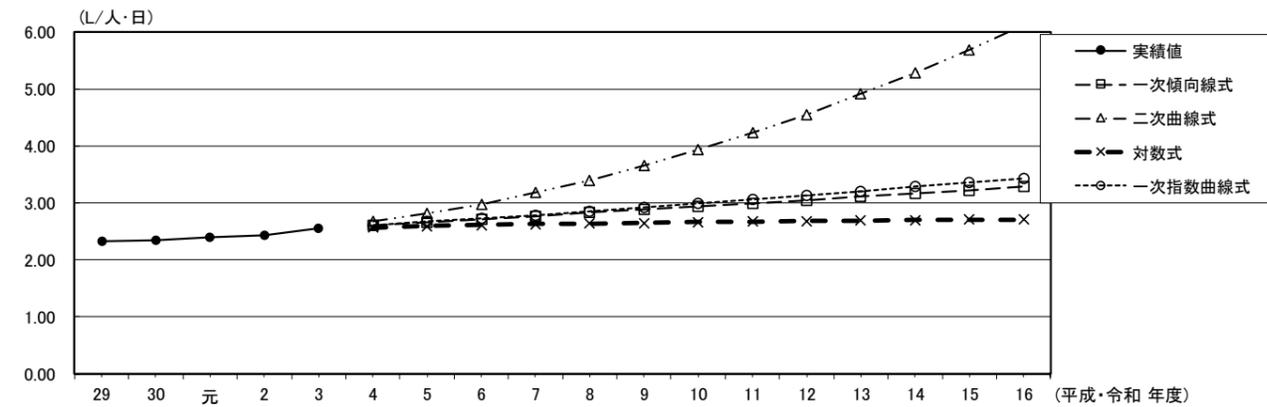


図4-3 浄化槽汚泥 将来1人あたり処理量の推計(太線が採用した値)

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理施設の整備

#### (1) 合併処理浄化槽

漁業集落排水のある日間賀島を除き、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を指導するなど、生活排水の合併処理を図っていく。

表 5-1 に示すとおり、合併処理浄化槽の設置に対しては「南知多町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱」に基づき、工事費の一部を補助している。単独処理浄化槽または汲み取り便槽を廃止して合併処理浄化槽を設置する転換の場合は、補助金額を増額している。

さらに、単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換の場合は、その撤去費や宅内配管工事費についても助成しているほか、単独処理浄化槽を雨水貯留槽として転用する場合の工事費等についても助成している。

表 5-1 合併処理浄化槽設置事業補助金

項 目		補助金限度額(円)	
		新設	転換
合併処理浄化槽の設置費			
5人槽	居住部分の延床面積が130㎡以下	332,000	498,000
7人槽	居住部分の延床面積が130㎡超	414,000	621,000
10人槽	二世帯住宅	548,000	822,000
単独処理浄化槽または汲み取り便槽の撤去費		90,000	
単独処理浄化槽または汲み取り便槽の宅内配管工事費		300,000	
単独処理浄化槽を雨水貯留槽として転用する場合の工事費等		90,000	

注1)令和4年度現在。

注2)合併処理浄化槽又は集中浄化槽を使用していた住宅から建替え・転居等により合併処理浄化槽を設置する場合は対象外となる。

注3)令和5年度より単独処理浄化槽の撤去費を120,000円に増額する予定。

浄化槽については、保守点検及び清掃の実施、法定検査の受検の徹底等について、町公式ホームページや広報などを通じ、これらの必要性について引き続き普及・啓発を行い、浄化槽からの排水の水質の安定及び向上を図る。

#### (2) 漁業集落排水

日間賀島においては、引き続き漁業集落排水により生活排水の処理を行っていく。新たに日間賀島地区に居住することとなる住民を含め、漁業集落排水に未接続の世帯には接続を働きかけ、必要に応じて管路の延伸を行う。

施設の運営管理については、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「南知多町漁業集落排水事業経営戦略」（令和3年3月）を策定し、安定した経営基盤の確立と持続可能な施設管理を目指している。

経営面では適正な使用料体系・水準について検討するほか、汚水処理の効率化を図って

経費の削減に努める。

施設については計画的に点検・調査及び改修を進めて施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを最小化する。また、人口減少に応じて施設機能を縮小し、適正な処理能力を確保する。

## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

### (1) 収集区域

本町全域を収集対象区域とする。

### (2) 収集方法

し尿、浄化槽汚泥ともに許可業者による収集を行う。日間賀島と篠島におけるし尿の収集のみ、業者への委託により行う。

### (3) 処理・処分

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は知多南部衛生組合の知多南部衛生センターで行う。知多南部衛生センターについては、設備の老朽化に加え、処理量は処理能力の限度近くとなって受入量の調整が行われており、本来処理すべき量は実績値を大きく上回ると考えられる。

このため、処理能力の増強については喫緊の課題となっているが、改めて、今後の処理量を精度高く予測しなければならない。

浄化槽汚泥の収集業者に対する聞き取りによれば、調整をせずに収集した場合の汚泥量は年間 16,600kL であり、令和 3 年度における処理量 12,080kL の 1.3742 倍となっている。また、過去 3 年間の清掃実績から把握した汚泥量は、理論的な最大値ととらえることができるが、年間 18,429kL と令和 3 年度における処理量の 1.5256 倍となっている。

これらより、将来における浄化槽汚泥量を算定し直したものが表 5-2 に示すものであり、本計画の目標年度である令和 14 年度において、し尿は 1,183kL、浄化槽汚泥は 14,602kL、最大で 16,211kL となり、浄化槽汚泥は令和 3 年度の実績値を大きく上回る。

表 5-2 将来におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

項目	年度												
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
し尿処理量(kL/年)	1,274	1,281	1,284	1,274	1,273	1,264	1,252	1,239	1,229	1,212	1,198	1,183	
浄化槽汚泥処理量(kL/年)													
実績値からの推計値	12,080	11,995	11,939	11,815	11,720	11,567	11,444	11,257	11,099	10,942	10,814	10,626	
業者聞き取りによる必要処理量	16,600	16,484	16,407	16,236	16,106	15,895	15,726	15,469	15,252	15,036	14,861	14,602	
清掃実績から把握した最大処理量	18,429	18,300	18,214	18,025	17,880	17,647	17,459	17,174	16,933	16,693	16,498	16,211	

なお、清掃実績から把握した汚泥量を基に、住宅系の合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の別に、現状の処理人口に対する将来の処理人口の比を乗じて将来の汚泥量を算定しても、令和 14 年度における浄化槽汚泥量は 16,095kL/年となり、上記の最大処理量とほとんど変わらない（表 5-3 参照）。

表 5-3 実績値から求めた将来における浄化槽汚泥量

浄化槽の別	設置者の別	清掃実績から把握された汚泥量(kL)	令和3年度における処理人口(人)	令和14年度における処理人口(人)	令和14年度における汚泥量(kL)
合併処理浄化槽	住宅系	3,210	5,281	5,557	3,378
	事業系	4,241	—	—	4,241
	小計	7,451	—	—	7,619
単独処理浄化槽	住宅系	7,789	7,698	5,225	5,287
	事業系	3,189	—	—	3,189
	小計	10,978	—	—	8,476
合併+単独	住宅系	10,999	12,979	10,782	8,665
	事業系	7,430	—	—	7,430
	合計	18,429	—	—	16,095

注1)住宅系は戸建て住宅と共同住宅の合計。

注2)事業系は他店施設等から共同住宅分を除いたもの。

注3)事業系の汚泥量は現状のまま推移するものとした。

本町と知多南部衛生組合、組合を構成する美浜町の三者では、今後、以下の事項について検討を行っていく。

- 膜処理設備や脱水設備を増設し、処理能力を高めていく。
- 長寿命化計画を策定した上で基幹的設備改良工事を行って施設の延命化を図る。
- 広域での処理を含め、施設を更新する。

ただし、設備の増設や基幹的設備改良工事については、施設の供用開始から既に24年が経過していることから、事業の費用対効果については十分に考慮する必要がある。

### 3 生活排水対策の普及・啓発

生活排水対策の必要性について、町公式ホームページや広報などを通じた普及・啓発を行い、住民の理解と協力を得ていく。

特に、単独処理浄化槽や汲み取り便槽など、生活雑排水が未処理である世帯に対しては、

- 食用油や食べ物の残りを流さない。
- 米のとぎ汁を庭木や鉢植えに撒き、肥料として活用する。
- 洗剤は石鹼などの分解性の高いものを適量使い、シャンプーやリンスは使いすぎないようにする。

などの、家庭でできる生活排水対策の普及に努め、協力を得ていくとともに、該当する家庭に合併処理浄化槽への転換を促していく。

事業者に対しては、汚濁負荷削減のための意識の向上を図るほか、自主的な汚濁負荷削減の取組を促進する。

南知多町生活排水処理基本計画

令和5年3月発行

発行 南知多町

編集 厚生部環境課

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町豊浜貝ヶ坪18

TEL : 0569-65-0711

URL : <http://www.town.minamichita.lg.jp/>